

決済の高度化について

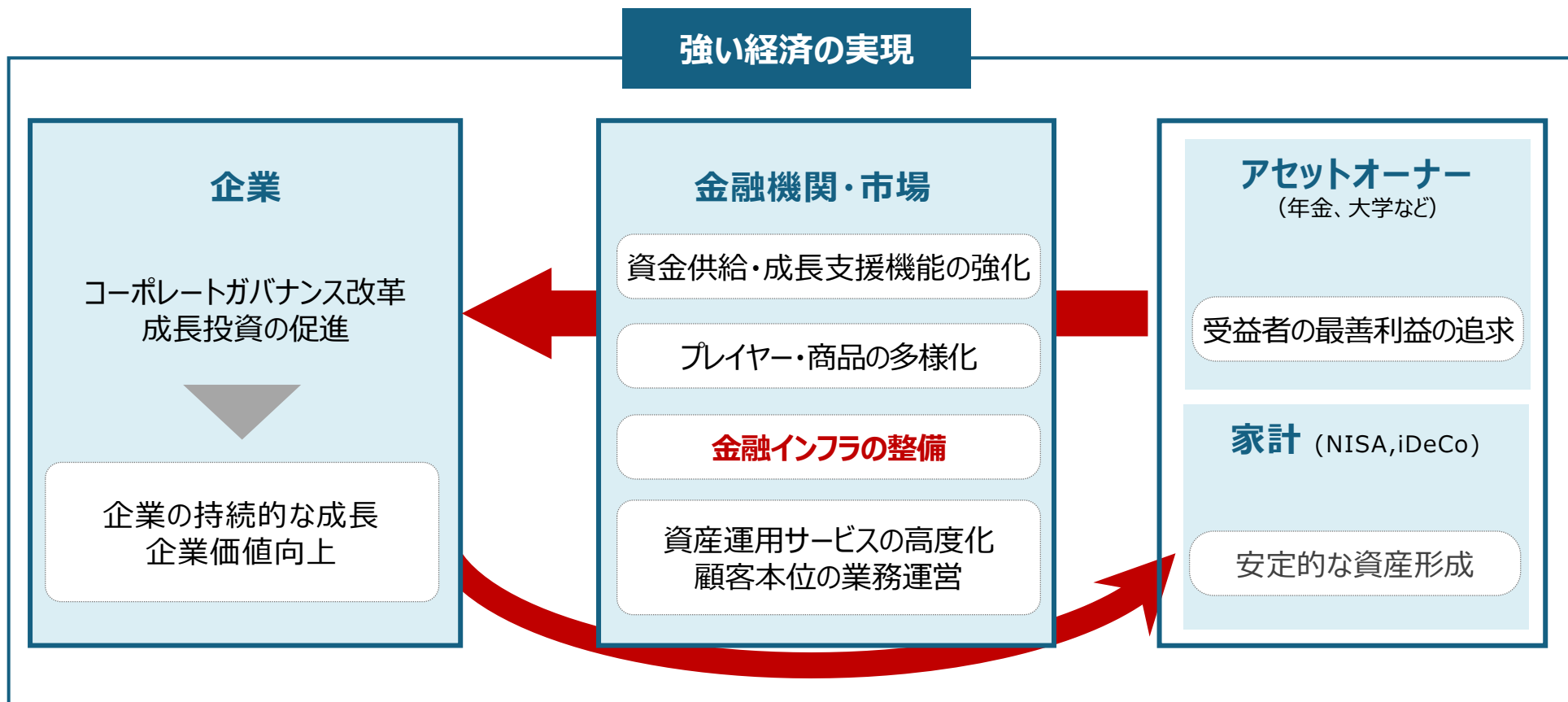
2026年 4 月15日（水）



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

「強い経済」の実現に向けた金融面での取組



ブロックチェーン技術の活用可能性と課題意識

- ブロックチェーン技術は、①改ざんされにくい形で記録が残せる、②関係者が参照できる、③プログラムによる自動的な処理（スマートコントラクト）との接続に親和性が高い、といった点に特徴があり、この技術の活用分野として、トークン化預金やステーブルコインによる送金があげられる。
- この新たなサービスの提供により、**決済手数料の削減や決済期間の短縮、24時間365日の連続稼働の実現**につながることを期待される（時差の異なる地域間のクロスボーダー決済の円滑化にも繋がり得る。）。
- また、**即時化される決済サービスとスマートコントラクトとを組み合わせることで、新たなキャッシュ・アセットマネジメントサービスが生まれ**、例えば、企業等において、回収サイトの短縮による**資金繰りの改善や事務負担・コストの低減**につながる等の可能性が指摘されている（現在、ブロックチェーン技術の活用・実験事例は、貿易・物流・建設・小売・自動車・証券・地方金融の分野などで見られる。）
- こうした状況のなか、政府は、日銀・全銀協とともに、**既存システムを含めた決済システム全体の中で、オンチェーン金融の利点をどのように最大限活用していくべきか、AIや商流・物流におけるブロックチェーン技術の普及にも対応していく観点から、検討する必要。**
- 他方で、こうした即時化、自動化される決済手段の急速な発展に関しては、それが**顧客保護、AML／CFT対応等の確保、金融システムの安定性、金融仲介機能や通貨戦略に及ぼす影響への対応**等について、規制、監督が十分かを必要に応じて検討するとともに、国際的議論にも貢献していく必要がある。

ステーブルコインとトークン化預金の比較

	ステーブルコイン	トークン化預金
定義等	法定通貨を対価としてブロックチェーン上に発行されるコイン（トークン）	預金者及び残高のデータをブロックチェーン上で管理するもの
発行体	<ul style="list-style-type: none">・ 資金移動業・ 信託銀行/信託会社	銀行
価値の裏付け	準備資産（預金・国債等の安全資産）	銀行の資産
特徴	<ul style="list-style-type: none">・ 一般的に転々流通を想定・ AML/CFTへの工夫が必要・ 預金保険の対象外・ 利息の付与が不可	<ul style="list-style-type: none">・ 移転時に預金であることの制約を伴う・ AML/CFTは銀行として一定の水準が確保・ 預金保険の対象・ 利息の付与が可

（注）発行スキーム等の個別の事情により、特徴が異なりうる点に留意が必要。

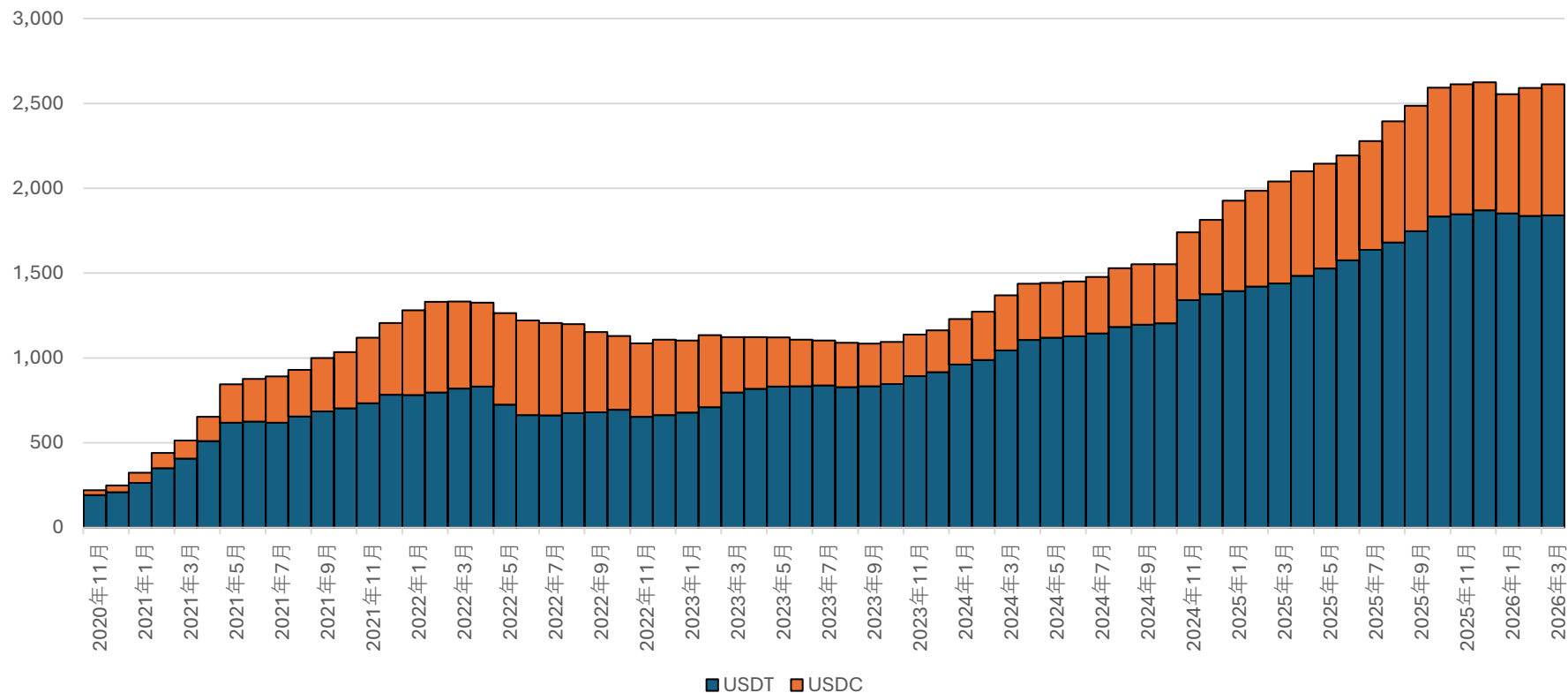
ステーブルコインとトークン化預金の国際的な動向

	ステーブルコイン	トークン化預金
日本の動向	<ul style="list-style-type: none"> 資金決済法において制度を整備（2023.6） 円建てのJPYCの提供開始（2025.10） 3メガバンクが共同発行の実証実験 SBI新生信託銀行が発行を計画 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の銀行で提供・提供予定。地域通貨の発行例も ディーカレットのシステムによるGMOあおぞらネット銀行やゆうちょ銀行のトークン化預金の発行・検討 北國銀行がトークン化預金の地域通貨「トチカ」を発行
米国の動向	<ul style="list-style-type: none"> GENIUS法が成立（2025.7） 世界のステーブルコイン取引の大半はドル建てのコイン（USDT、USDC） 	<ul style="list-style-type: none"> 大手銀行で提供・提供予定 JPMorganが機関投資家向けにトークン化預金の取組みを開始（2019） 電機大手Siemensはリアルタイムの国際送金を可能とするCitiのサービスをキャッシュマネジメントに活用
英国の動向	<ul style="list-style-type: none"> 2026年中の最終化を目指し、BoE・FCAがステーブルコイン規制案を公表（2025） FCAの規制サンドボックス下で、選定事業者がステーブルコインの発行を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 主要国の大手銀行がBoEの中銀当座預金（ポンド建て）を裏付けに発行されたトークンを用いた銀行間決済を実現（Fnlity） 大手銀行が共同でトークン化預金の実証実験（GBTD）を開始（2025.9）
EUの動向	<ul style="list-style-type: none"> 規制枠組み（MiCA）を整備（2024.12） ユーロ建てを含む発行例が登場 	<ul style="list-style-type: none"> 大手銀行が検討・試験運用に着手 ドイツ銀行がトークン化預金の発行を検討とされる
その他の国際的なプロジェクトの動向	<ul style="list-style-type: none"> 主要国の大手銀行がG7通貨に連動するステーブルコインの発行を検討 	<ul style="list-style-type: none"> BIS主導で、主要中銀・大手銀行がトークン化された中銀・民間銀行預金を用いてクロスボーダー決済を検証（Project Agora） 主要国の大手銀行向けにトークン化預金を用いたクロスボーダー決済システムを提供（Partior）

ステーブルコインの現状

- 世界のステーブルコインは、最近では約2,900億ドル（約45兆円）の市場規模で推移。
- ステーブルコインの多くはドル建て。時価総額の9割はUSDCとUSDT（共にドル建て）が占めている。
- 日本国内で流通しているステーブルコインはドル建てのUSDCと円建てのJPYCのみ。

(億ドル)



(出典:CoinMarketCap, 2026.3月末時点)

トークン化預金の検討状況

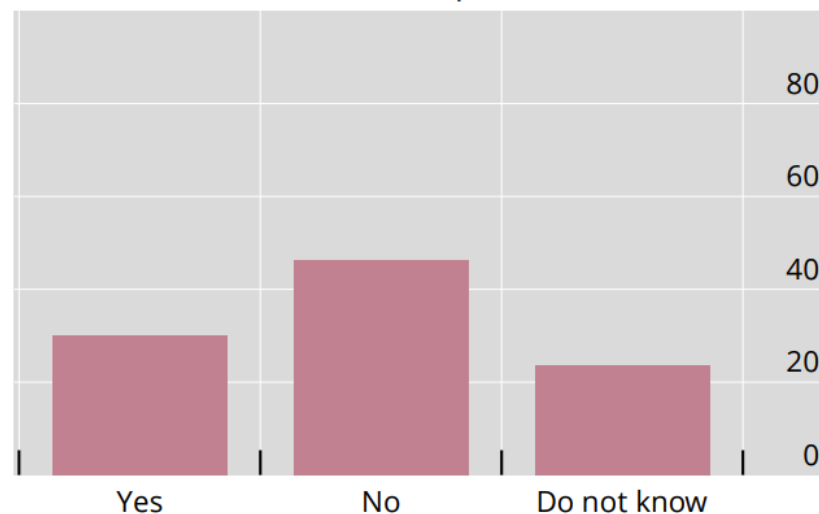
- BISが2024年に約90法域を対象に実施したサーベイによれば、約30法域が商業銀行においてトークン化預金の取組みを行っているという回答。研究や概念実証（PoC）の実施が中心であるが、一部の法域では、トークン化預金の発行やパイロット運用を進めている。

Tokenisation of commercial bank deposits

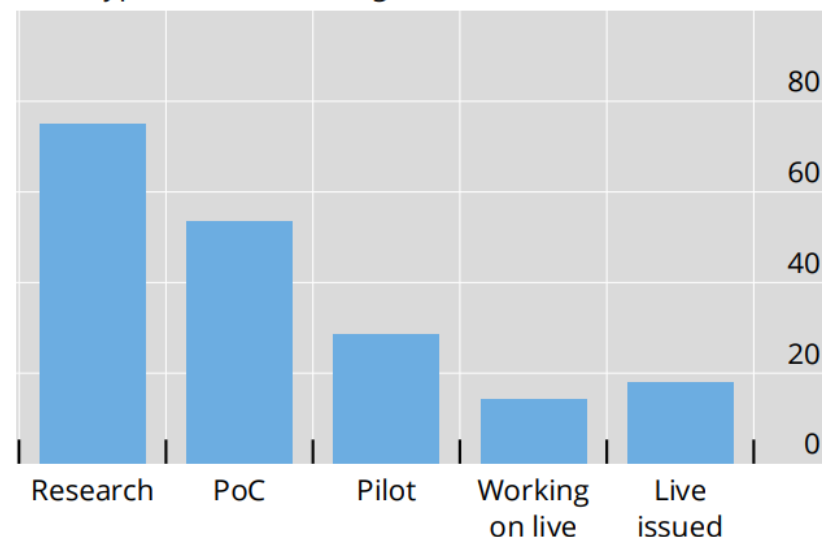
As a percentage of respondents

Graph 13

A. In your jurisdiction, have commercial banks engaged in work related to tokenised deposits?



B. If commercial banks engage with tokenised deposits, what type of work is being conducted?¹



Research = research/study; PoC = experiments/proof of concept; pilot = developing or running a pilot; working on live = working on live tokenised deposits; live issued = live tokenised deposits have been issued.

¹ Refers to the jurisdictions (28) that answered “yes” in panel A.

Sources: BIS survey on CBDCs and crypto, 2024; authors’ calculations.

ブロックチェーン技術の活用事例 – “プログラマビリティ”の可能性

- ブロックチェーン技術の活用事例としては、以下のようなものがある。
- **プログラム（スマートコントラクト）による自動的な処理**により、**物品の納入・販売や施工完了の確認などを超えて、代金の決済とも連携**につながれば（“プログラマビリティ”の活用）、**業務の迅速化・効率化**等を大きくもたらす可能性がある。

※この他、ブロックチェーンの金融への活用としては、低コストで幅広く記録を残せること等を利用し、投融資先のより精緻な信用リスク管理に活用したり、新たな資産の証券化を可能とするなど、金融の効率化・高度化に繋げていく可能性もあると考えられる。

- ① **【貿易】** 紙ベースでは整理・共有が煩雑だった**船荷証券や輸出許可書等の帳票情報を、ブロックチェーン技術を用いて一元的に管理・共有**できる貿易管理プラットフォームを提供。
- ② **【物流】** 配送伝票を電話等でやり取りしていたために転記ミスや紛失が生じていたことを踏まえ、**ブロックチェーン上で伝票を管理し、受発注に関する情報を齟齬なく共有できる仕組み**を導入。
- ③ **【建設】** 建設現場でコンクリートを受け入れる際の**検査システムにブロックチェーンを活用することで、検査データの改ざんを防止**し、検査履歴管理の透明性を高める実証実験を実施。
- ④ **【小売】** 食品の原材料の調達から配送までの**サプライチェーンの情報をブロックチェーン技術で集約し、生産場所、運搬場所、販売場所、消費期限などの情報を管理**できるプラットフォームを構築。

FSB Work Programme 2026の概要

■ FSBは、2026年に優先的に取り組む作業計画について、本年2月に公表。主な内容は下記。

脆弱性評価

- プライベート・クレジットに関するレポートを完成。
- **外国為替デリバティブ市場、プライベート・ファイナンス**などの分野における新たな脆弱性評価に着手。

NBFIセクターの 強靱性向上

- **FSBが用いる脆弱性評価手法の改善や、特定されたデータ課題への対応**を通じて、NBFIにおける脆弱性の評価精度向上に取り組む。
- MMF、OEFに関する勧告のフォローアップや、NBFIレバレッジ、OTCデリバティブに関する作業も実施。

AI、暗号資産、 オペレジ

- 暗号資産の動向を引き続きモニタリングするとともに、**ステーブルコインの脆弱性や監督に関する議論**を実施。
- **金融機関によるAI導入・利用・イノベーションに関する健全な業務**について取組を進める。
- オペレジでは、官民連携による金融セクター全体の対応能力強化に焦点を当てる。

規制監督の 現代化

- **規制・監督施策が金融システムの変化に適応しているか、また金融安定と経済成長のバランスが取れているか**を評価するために加盟法域が行っている**見直し作業に関する棚卸し**を実施。
- 棚卸し結果を踏まえたフォローアップ作業も実施予定。

クロスボーダー 送金

- G20ロードマップの実施を引き続き調整し、特に進捗の遅れている国・地域に対し具体的な行動計画の策定を促す。

破綻処理

- 破綻処理制度の実行支援を継続。銀行については、国境を越えたベイルイン実行や公的流動性バックストップの実施状況の評価。危機対応活動の戦略的レビューも実施予定。

改革実施状況の モニタリング

- 改革の実施状況をテーマ別議論やテーマ別・国別レビューでモニタリング。
- FSB勧告の未実施要因の分析とモニタリング手法の改善を検討。

■ 背景

- FATF基準はステーブルコイン（SC）に適用され、**発行者・仲介者等はAML/CFT義務を負う。**アンホステッドウォレット※¹を使った、**個人間のP2P（Peer to Peer）取引は上記義務の対象外。**

■ 現在の状況や脅威・脆弱性の分析

- SCの市場規模拡大に伴い**マネロン・テロ資金供与・拡散金融等への悪用も増加。**脅威主体は北朝鮮や詐欺犯等。
- SCの発行・流通・償還といったライフサイクルの各段階で、**AML/CFTの規制・監督が不十分な法域や無登録事業者等**が介在することで脆弱性が増大。
- SCは価値の安定性等により他の暗号資産よりP2P取引に利用される可能性が高い。P2P取引では、顧客管理・取引モニタリング・疑わしい取引の届出等の**AML/CFT義務主体が存在せず**、取引規模や不正利用に関する**データを把握できない**という構造的な脆弱性が存在。

■ リスク軽減措置の好取組事例

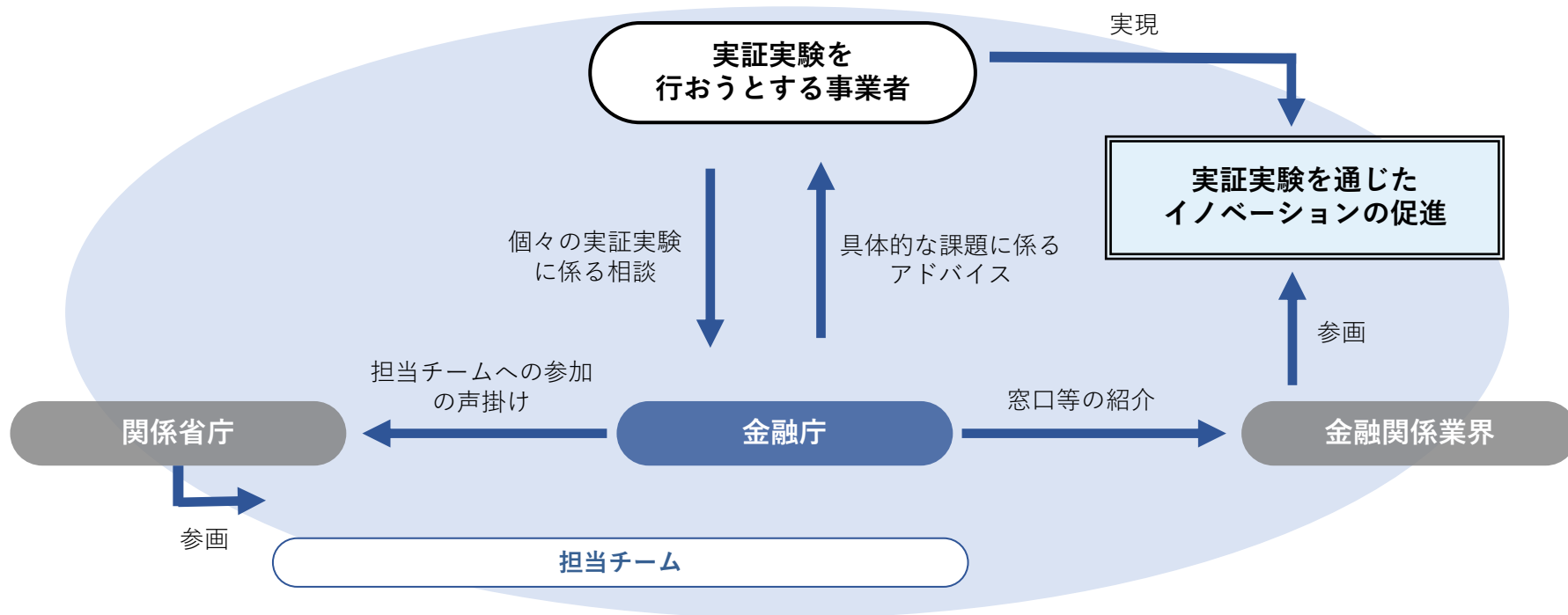
- SCの発行者・仲介者等が**FATF基準を効果的に実施**することが前提。
- 発行者は、発行・償還だけでなくP2P取引を含む流通においても、リスク低減策を実施することが期待される。例えば、移転先等に関する**ホワイトリスト・ブラックリスト**※²や、SCの凍結・焼却等について、**スマートコントラクト制御**が活用可能。
- ブロックチェーン分析ツールの活用、監督上の国際協力、知見共有・人材育成における官民連携等も有効。
- P2P取引について、各国はリスクを理解し、**適切なリスク軽減措置**を実施すべき。

※¹ アンホステッドウォレットとは、一般に利用者自らが署名鍵を管理するウォレット。

※² ホワイトリストとは、SCの発行者等が事前に承認したウォレットアドレスのみがSCを保有・受領・移転できるよう、リスト外のアドレスとの取引をスマートコントラクトを用いて拒否する仕組み。これに対し、ブラックリストとは、不正利用や制裁対象者等のウォレットアドレスを取引不可とするため、当該リストに含まれるアドレスとの取引をスマートコントラクトを用いて拒否する仕組み。

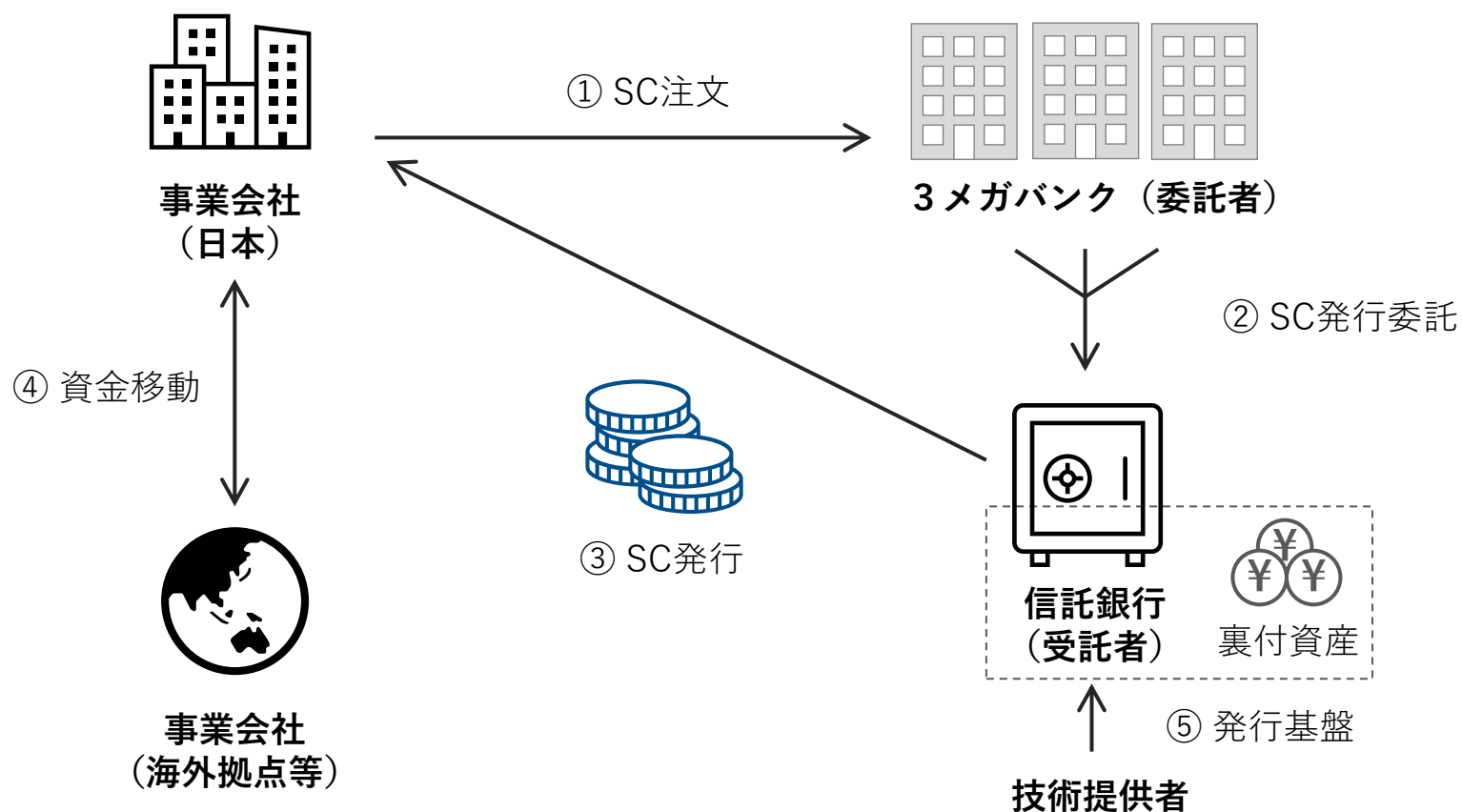
FinTech実証実験ハブ と 決済高度化プロジェクト (PIP)

- フィンテック企業や金融機関が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、2017年9月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。
- 個々の実証実験ごとに、金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携の上、コンプライアンスや監督対応上のリスク、一般利用者に向けてサービスを提供する際に生じる法令解釈等の論点を整理し、イノベーションに向けたチャレンジに取り組みやすくなるよう継続的に支援。
- 2025年11月7日、「Fintech実証実験ハブ」内に「決済高度化プロジェクト」(PIP: Payment Innovation Project)を立ち上げ、ブロックチェーン技術の活用等による高度化の取組みを支援開始。



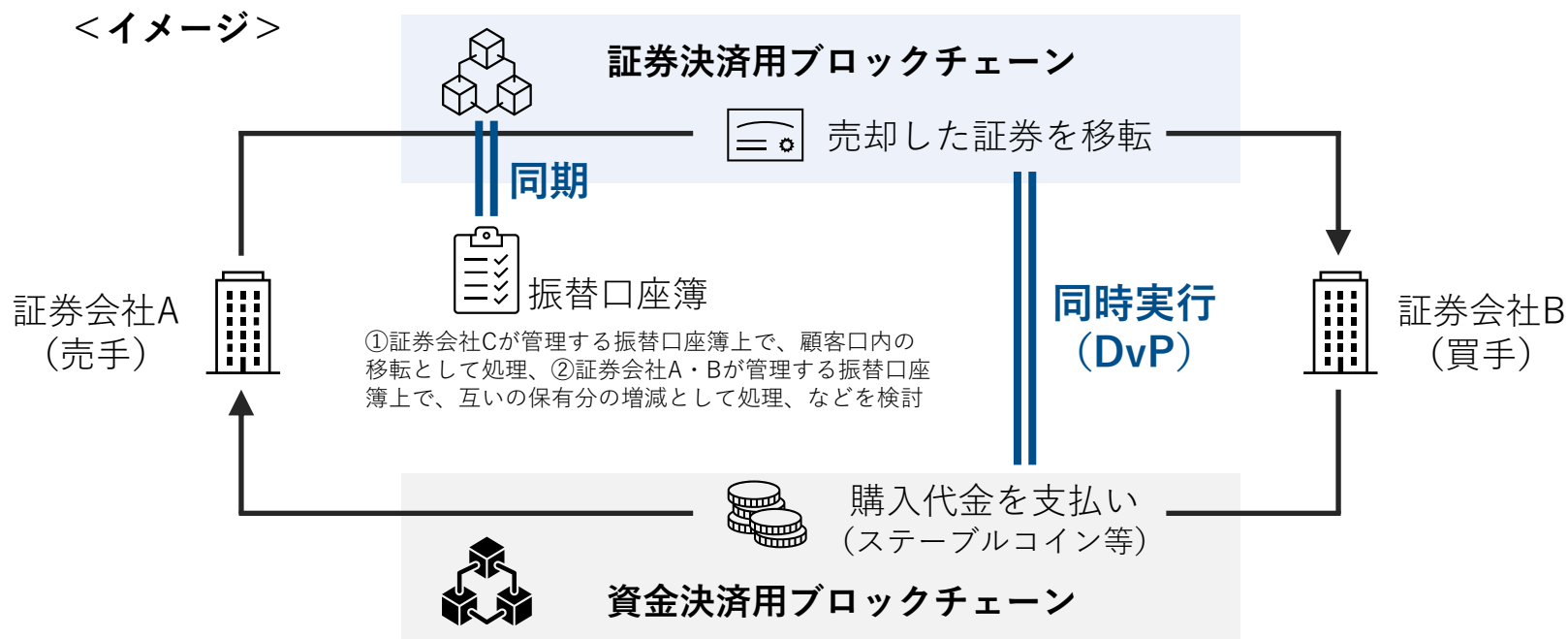
円建てステーブルコインの共同発行に関する実証実験（2025年11月7日支援決定）

- **メガバンク3行等は、円建てステーブルコインを共同で発行し、大手商社のクロスボーダー決済の高度化・効率化にステーブルコインを活用**できるかを検証する実証実験を開始。
- 本実証実験は、金融庁「FinTech実証実験ハブ」内に設置した「**決済高度化プロジェクト**」（PIP: Payment Innovation Project）の**第1号支援案件**に決定。



オンチェーンでの証券決済に向けた取組み（2026年2月13日支援決定）

- 金融資産のトークン化については、**海外では、国債・社債等の債券や投資信託（MMF等）、株式等の有価証券のトークン化の取組みが進展**している一方、国内では、不動産証券化商品中心から広がりを見せ始めたところ。
- 国内においては、振替口座を用いた証券（国債・社債・投信・株式等）のオンチェーン取引は実現していない。
- オンチェーンでの**証券決済のDvP**（Delivery versus Payment）が実現された場合、即時移転による**決済リスクの低減**や**事務負担の軽減**に加えて、将来的には**24時間・365日の証券取引**を実現し、**海外投資家を含む幅広い投資家層を呼び込む**ことにつながるなどのメリットが期待される。
- **野村証券、大和証券、3メガグループ**の参加の下、先般立ち上げた「**決済高度化プロジェクト（PIP）**」の第2号案件として、オンチェーンでの証券決済プロジェクトの**実証実験の申請が当庁に行われ、支援決定**。



- 国債等の債券や投資信託（MMF等）、株式等の有価証券の売買について、権利移転と代金支払いをブロックチェーンを活用して同時実行（DvP）。加えて、配当・元利払い等もブロックチェーン上での自動化を検討。
- ブロックチェーン上での権利移転は、社債等振替法に基づき証券会社等が管理する振替口座簿に随時反映。

トークン化預金を複数の銀行間で移転する仕組みの構築に向けた取組み（2026年4月3日支援決定）

- 異なる銀行の顧客間でトークン化預金を移転する場合には、既存の送金・振込と同様に、銀行間をつなぐ資金移転の仕組みが必要。
- この銀行間決済を円滑・低コストに行う仕組みとして、トークン化預金の発行を支援するディーカレットDCP社とGMOあおぞらネット銀行等^(*)は、①銀行同士で口座を開設しあってその増減により資金移転させる、②顧客間でのトークン化預金の移転と銀行間でのステーブルコインの移転を連動させるなどの実証実験を検討。本実証実験を決済高度化プロジェクト（PIP）の第3号支援案件として決定・公表。
(*) PIPへの申請者のほか、一部の地域銀行等が実証実験に参加。
- なお、日本銀行は日銀当座預金のトークン化及びその活用に向けたサンドボックスプロジェクトを行う予定であり、相互の実験の状況に関する情報や知見の共有などを通じて、日本銀行とも連携していく。

<イメージ> 顧客Aから顧客Bに100送金する場合

